

**放送を巡る諸課題に関する検討会 視聴環境分科会
視聴者プライバシー保護ワーキンググループ（第1回）
議事要旨**

1. 日時

平成28年10月4日（火） 14時00分～16時15分

2. 場所

総務省8階第1特別会議室

3. 出席者

（1）構成員

宍戸主査、森主査代理、大谷構成員、小塚構成員、近藤構成員、三尾構成員、長田構成員代理（全国地域婦人団体連絡協議会 高野氏）、

（2）オブザーバー

一般社団法人IPTVフォーラム、一般社団法人衛星放送協会、日本放送協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、一般社団法人日本コミュニティ放送協会、一般社団法人日本民間放送連盟、一般社団法人放送サービス高度化推進協会、一般財団法人放送セキュリティセンター、個人情報保護委員会事務局、経済産業省商務情報政策局情報通信機器課

（3）総務省

太田総務大臣補佐官、南情報流通行政局長、吉田官房審議官、齋藤情報流通行政局総務課長、鈴木同局放送政策課長、藤田同局地上放送課長、玉田同局衛星・地域放送課長、豊嶋同局情報通信作品振興課長、飯村同局衛星・地域放送課地域放送推進室長、三島同局放送政策課企画官

4. 議事要旨

（1）開催要綱の確認等

宍戸主査より、資料1-1の開催要綱（案）及び資料1-2の構成員・オブザーバー名簿の確認が行われた。

また、宍戸主査より、森構成員が主査代理に指名された。

（2）事務局からの説明

事務局「放送分野ガイドライン改正に当たっての主な論点」

- (3) 有識者・構成員からのプレゼンテーション（構成員等の主な発言は以下のとおり）
- ①「放送サービスにおける視聴履歴の活用とルール整備に関する国内外の動向」（株式会社野村総合研究所）
 - ②「電気通信事業分野ガイドライン／情報の取得によるプライバシー侵害」（森主査代理）
 - ③「視聴データ活用により可能になる新サービスと検討課題」（スカパーJ S A T株式会社、株式会社ジュピターテレコム、株式会社H A R O i D）【非公開】

【大谷構成員】

- ・ 米国 Comcast における視聴履歴の第三者提供は、匿名化した上での他社と共有する場合、匿名加工の程度や提供の範囲はどのようになっているのか。

【野村総合研究所（小林上級コンサルタント）】

- ・ 匿名化の加工の程度について、米国では、連邦取引委員会等の政府機関は、特段の基準を示していない。各社でどの程度加工すれば個人を特定できないかについて、自主的な基準を作成し、それに基づき匿名化が行われているようだ。なお、基準の詳細は公開されていない。提供先について、実際の提供状況は判然としないが、ポリシー上は、相手を問わずに提供可能。

【三尾構成員】

- ・ 欧米において、視聴履歴を活用するには、視聴者の事前の同意が前提とのことだが、どのような同意か。また、匿名化された情報を第三者提供する場合、同意は必要ないのか。

【野村総合研究所（小林上級コンサルタント）】

- ・ 視聴者がサービスの利用申込時に行う同意であり、基本的に包括的同意であるが、オプトアウトの設定もできるようになっている。この包括的同意には、匿名化された情報の第三者提供も含まれている。

【三尾構成員】

- ・ プライバシー侵害と個人情報保護違反には、どのような関係性があるか。

【森主査代理】

- ・ 両者は本来の守備範囲が異なるもの。個人情報保護法上は、個人情報の取得自体は、あまり厳しい規制にはなっていない。しかし、個人情報保護法上は、直ちに問題ではなくとも、プライバシー侵害になることもあるということ。

【小塚構成員】

- ・ プライバシーの問題は、その情報が公表されることにあると考えられていたが、取得自体もプライバシー侵害になり得るという指摘は非常に重要。更に、色々な情報を統合して処理することにより個別の取得行為時には問題のなかった行為が違法になることがあるのではないか。

【森主査代理】

- ・ 資料で引用した判例では、違法性の判断基準として、撮影の目的、撮影の必要性、撮影の方法、撮影された画像の管理方法を総合考慮するとしているが、その前段階の問題

として、どのような情報を取得するのかという情報の性質の問題がある。

- ・ 平成27年の個人情報保護法改正の検討の過程でも、一定の情報を集めてプロファイリングを行うことについての問題が指摘されていた。

【小塚構成員】

- ・ 業務実態を伺ったが、同意の取り方一つでも、事業者ごとにばらつきがあるようだ。本来であれば、事業者の態様に応じた事例を示すことが望ましいが、放送分野ガイドラインでそこまで細かく書くことは、共通ガイドラインとのバランスからも難しいだろう。放送分野ガイドラインには、一番基本的な内容を記述し、ベストプラクティス等のプラサルファの内容は、別途検討、作成するというスタンスが大事ではないか。

【宍戸主査】

- ・ 放送分野ガイドラインでは基本を押さえる一方で、放送の視聴履歴に係る細かい部分は、通信分野の「スマートフォンプライバシーイニシアティブ」や「位置情報プライバシーレポート」のような形での追加的なものを考えるべきではないか。

【森主査代理】

- ・ 従来、テレビは一方性のメディアであったことから、視聴者側は情報を取得されているという認識がなく、この点の注意喚起は必要である。
- ・ テレビは世帯単位で視聴されるため、実際に同意をした人以外の視聴履歴も取得される。同意をした人以外からも情報を取得していることについて、透明性の確保が課題である。

【大谷構成員】

- ・ 匿名加工情報について、具体的な内容の検討に基づく基準がないまま、運用がスタートしてしまうと、視聴者の予測を超えた形でデータが流通し、他のデータとのマッチングにより禁止されている再識別化のおそれも出てきてしまう。

【三尾構成員】

- ・ 視聴履歴については非常に慎重に考える必要がある一方で、改正個人情報保護法では、要配慮個人情報以外は、比較的幅広く利活用しようという方向性が打ち出されている。視聴履歴は要配慮情報に当たらないことを踏まえ、過度に保護に偏らず、利活用も想定しながら、一番適切な規律を考えることが必要である。

【近藤構成員】

- ・ 私は、Netflix を利用しており、国内外の良い映画やドラマをスマホやテレビなど複数の情報端末で楽しんでいる。コンテンツには視聴履歴をもとに“あなた（利用者）が気に入る確率”というものが表示され、“おススメの新着映画”のメールが届く。適切な情報が多い。Netflix の視聴者の属性ではなく、好みを尊重する姿勢を支持する。日本でも、こうしたサービスを提供してはどうか。
- ・ 視聴者のプライバシー保護も大切だが、通信の匿名性、即時性、双方向性を活用して放送と通信を融合させた多くの視聴者が本当に望む放送番組の提供が可能となるような新しい仕組、サービスが登場することを期待している。

【長田構成員（不在のため、コメントを代読）】

- ・ 放送では、通信における「番組送信要求」に当たるものが存在せず、視聴履歴を取る目的の送信機能を付加することになる。利用者にこの機能の存在を知られていないなら、利用者宅の端末から情報を盗むことに当たるのではないか。この観点から、放送以外と同列に論じることができず、論点に記載すべき。
- ・ 「視聴履歴の取扱いに関する主な論点」の「取得目的の制限」に法第17条の規定（偽りその他不正の手段による個人情報取得の禁止）を追加すべき。

（以上）